

e-Gov 電子申請による届出・申請等について

対象となる届出書・申請書等は、ホームページの「[届出・申請様式](#)」で、各届出様式等の後方に「[e-Gov 電子申請可](#)」の表示があるものに限り、この申請は、24 時間 365 日いつでも自宅や勤務先のパソコンから届出と申請が行えます。

e-Gov 電子申請の利用方法

- 1 e-Gov 電子申請を利用するには、アプリケーションのインストールとアカウントが必要となります。
 - [e-Gov 電子申請アプリケーションのインストールはこちらから\(外部リンク\)](#)
 - [e-Gov 電子申請方法はこちらから\(外部リンク\)](#)
- 2 ホームページの「届出・申請様式」から、電子申請可能である届出等を選択し、基本情報や各種届出様式等に必要な情報を入力してください。
(※添付書類が必要な場合は添付してください。)
- 3 提出先選択は、「千曲坂城消防本部」を選択してください。
- 4 申請の入力が完了した後、画面下部の「内容確認」をクリックして確認画面に進んでください。
- 5 内容確認後、「提出」をクリックすると、到達番号や到着日時が表示されます。
- 6 「提出完了」画面で申請書控えをダウンロードし完了となります。

e-Gov 電子申請の注意事項

- 1 副本は交付されません。「申請書控え」が副本の代わりとなります。
 - 受付印等を押印した副本が必要な場合、お手数ですが、管轄消防署の窓口へ直接提出をお願いします。
- 2 添付文書の容量は、100MB までです。
 - 100MB を超える場合は、管轄消防署の窓口もしくは郵送での受付となります。
- 3 届出等の受理確認は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなります。
 - 夜間や休日、祝日は受理確認ができませんので、ご了承ください。
- 4 「自衛消防訓練通知書」「催物開催届出書」「露店の開設届出書」「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書」については、届出事実発生の3日前までに申請をお願いします。
- 4 スマートフォンでの電子申請はできません。但し、すでに申請された届出書等の状

況確認やお知らせ等の確認を行うことができます。

e-Gov 電子申請が可能な届出書等 ※＜＞内は当組合条例等の様式名称となります

防火管理・消防用設備関係

- ① 防火・防災管理者選任(解任)届出書
- ② 統括防火・防災管理者選任(解任)届出書
- ③ 消防計画作成(変更)届出書
- ④ 全体についての消防計画(変更)届出書
- ⑤ 自衛消防訓練通知書 ＜消防訓練等通知書＞
- ⑥ 防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請書 ＜防火対象物点検報告特例認定申請書＞
- ⑦ 防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出書

火災予防条例関係

- ① 防火対象物使用開始届出
- ② 火を使用する設備等の設置届出書 ＜炉、厨房設備、ボイラー等設置届出書＞
(炉、厨房設備、ボイラー、サウナ、火花を生じる設備等)
- ③ 火を使用する設備等の設置届出書 ＜変電設備等設置届出書＞
(急速充電設備、発電設備、変電設備、蓄電池設備等)
- ④ 煙火打上げ(仕掛け)届出書
- ⑤ 催物開催届出書
- ⑥ 露店の開設届出書
- ⑦ 少量危険物(指定可燃物)貯蔵(取扱い)届出書
- ⑧ 少量危険物(指定可燃物)貯蔵(取扱い)廃止届出書
- ⑨ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書
- ⑩ 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書
※実施日に、林野火災注意報・警報が発令された場合は、電話等によりで火の使用制限に関する指導を行います。
- ⑪ 水道断水(減水)届出書
- ⑫ 道路工事届出書

【お問い合わせ先】

千曲坂城消防本部 予防課

TEL 026-276-0119

✉ yobou@fdcs.or.jp

